

市営住宅について

(1) 市営住宅とは

市営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮している方のために自治体や国の経費で建てられた公的な賃貸住宅です。そのため、民間の賃貸住宅とは違い、収入制限などの申込資格があります。

(2) 市営住宅の特徴

①収入制限について

市営住宅は住宅に困窮している方のための住宅です。公営住宅法で規定されている収入基準を超える方は申し込みができません。

②家賃について

家賃の金額は、入居者の世帯収入に応じて決定されます。入居者は毎年、市に対して1年間の収入を申告する義務があり、申告された収入に合わせた家賃が算定されます。

規定された収入基準を超えるときは、収入に応じて決まる家賃に、超過の割合に応じて加算された額の合計が家賃となります。また、入居してから5年以上経過し、収入調査で2年間引き続き「高額所得者」に認定されたときは、住宅の明渡しが請求されます。

市営住宅の家賃は、当月末日が納入期限です。家賃を滞納すると、明渡し請求をする場合もあります。また、家賃は当市指定の金融機関で納入していただきます。

③敷金について

敷金は、家賃の3ヶ月分を指定日までに納入していただきます。

④連帯保証人について

市営住宅に入居する際には、原則として、連帯保証人を1名選任していただく必要があります。連帯保証人となる方には入居決定後、「請書」の該当欄に住所・氏名等の必要事項の記入及び捺印をしてもらい、「住民票」「課税証明書」「印鑑証明書」等を添付していただく必要があります。（入居決定のあった日から10日以内）

ただし、一定条件を満たした場合、連帯保証人の選任を免除される場合がありますのでご相談ください。

⑤共益費・共用部の管理について

街路灯、廊下灯、給水施設、浄化槽及びエレベーター等の共同施設の電気代等の費用は「共益費」として市営住宅管理人（居住者の中から選定された方）に支払う必要があります。なお、各住宅の「共益費」は、設備内容等により異なりますので、市営住宅管理人の方から説明を受けてください。

また、共用部の管理については、市営住宅管理人の方の指示に従い、各住宅のル

ールに従って管理を行っていただきます。市営住宅での生活を快適に過ごすために必要不可欠な活動です。積極的に活動へ参加し、住みやすい環境づくりへのご協力をお願いします。

⑥入居者の義務について

入居者の方には、公営住宅法や市の条例等に基づいた義務やルールがあります。

⑦部屋の修繕や清掃について

市営住宅は以前の入居者が退去された後に、生活に支障が出ない範囲にて修繕を実施しており、汚損がある場合があります。また、修繕の際にクリーニングも行っていますが、修繕から時間が経過した部屋には、埃などが溜まっている場合もありますので予めご了承ください。

また、入居中及び退去時の修繕については、規定の負担区分に従い、市または入居者が行うこととなります。

⑧部屋の設備について

市営住宅には、エアコンやガス台、一部照明器具、ウォシュレットが設置されていません。当選した後、内覧が可能ですので、ご確認いただき、ご入居の際にご自身でご準備ください。

⑨ペットについて

他の入居者の迷惑になりますので、市営住宅では犬・猫等の動物を飼育できません。

⑩電気・ガス・水道・インターネットについて

住宅の電気・ガス・水道・インターネットの契約は、入居の際に各自ご契約ください。なお、ガスにつきまして、柳原住宅及び笹目夏浜住宅はプロパンガスですが、それ以外の住宅は都市ガスになります。